

東久留米市生産緑地地区指定基準

平成14年12月20日制定

生産緑地地区平成5年以降指定基準（平成5年5月25日制定）の全部を改める。

第1 趣旨

この基準は、都市における農地等の適正な保全を図ることにより農業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、生産緑地法（昭和49年法律第68号）及び東久留米市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（平成30年東久留米市条例第12号）に定めるもののほか、生産緑地地区の指定について必要な事項を定めるものとする。

第2 指定要件農地等

生産緑地地区に指定できる農地等（以下「指定要件農地等」という。）は、次に掲げるすべての要件に該当する一団のものの区域とする。

- (1) 公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- (2) 農地等の面積が300㎡以上の規模の区域であること。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- (4) 相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。

第3 指定する農地等

第2の指定要件農地等のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて、生産緑地地区に指定するものとする。

- (1) まちづくりを進めていくうえで、緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要な農地等
- (2) 既に指定された生産緑地地区との間で、一体化又は整形化を図ることができる農地等
- (3) 街区公園に準じる緑地効果が期待できる農地等
- (4) 災害対策の観点から効果が期待できる農地等
- (5) 良好な風致の保全が期待できる農地等
- (6) 市民農園等として利用される農地等

第4 指定しない農地等

第2の規定にかかわらず、都市計画的な観点から、次の各号のいずれかに該当する農地等

は、原則として生産緑地地区に指定しないものとする。

- (1) 都市計画により、土地の有効・高度利用を図るべき地域・地区に指定されている区域内にある農地等
- (2) 既に都市計画法第59条の認可又は承認が行われている道路・公園等の都市計画施設の区域と重複する農地等
- (3) 道路法第18条により道路の区域に該当することとなる農地等
- (4) 計画的市街地の形成を図る上で支障があると認められる農地等
- (5) 農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づく転用の届出がおこなわれている農地等。ただし、現に再び農業の用に供されている農地等で、相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものは除く。

第5 審査

生産緑地地区の指定にあたっては、当該地区の土地利用の動向を勘案し、指定要件農地等の農地等利害関係人に生産緑地地区の指定に必要な書類の提出を求め、第1から第4までに該当するか否かを審査するものとする。

第6 委任

この基準に定めるもののほか、この基準の施行について必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この基準は、平成15年2月3日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。